|  |
| --- |
| 2018年度第2回  京私教協教員免許事務勉強会  新課程開始に向けた準備について②  ～経過措置、学力に関する証明書様式、「みなし」、そして編転入生の単位認定～  【経過措置、学力に関する証明書様式、  「みなし」編】  （2018.12.1　同志社女子大学）  龍谷大学世界仏教文化研究センター事務部　小野　勝士 |

|  |
| --- |
| １．条文 |

（1）免許法

|  |
| --- |
| 附　則  （施行期日）  第1条　この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、**次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。**  一　≪略≫  二　≪略≫  三　第2条の規定（前二号に掲げる改正規定及び教育職員免許法第9条の3第4項の改正規定を除く。）及び平成30年5月18日版）第5条の規定並びに**附則第５条、第６条**及び第15条の規定　**平成３１年４月１日**  （教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）  第5条　**附則第１条第３号に掲げる規定の施行の際現に大学**又は第2条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。）別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関**に在学している者についての免許状の授与の所要資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれらを卒業するまでは、新免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。**  第6条　**第三号施行日前に大学**又は旧免許法別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣の指定した教員養成機関、旧免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関**に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの（前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。）は、新免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。** |

（2）解釈事例（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集　平成30年5月18日版〈以下「質問回答集」とよびます。〉）

☆質問回答集No.1

|  |
| --- |
| Q　「施行の際現に」在学しているとは、どのように判断されるか。  A　「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合である。平成31年度入学者は、新法施行時（平成31年4月1日0時0分）には大学等に在籍していない。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.626>  Q　経過措置の適用条件について示してほしい。  A　改正免許法附則（平成28年11月28日法律第87号）第5条に基づく経過措置の適用有無は「施行の際現に」大学に在籍していることが条件となるため、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合、卒業するまでの間は旧法により所要資格を満たすこととなる。 |

◎いろは綜合法律事務所・大西康嗣弁護士（大阪弁護士会所属）の見解

|  |
| --- |
| Q　2019年4月1日に大学に在学しているものに2019年度の新入生が含まれるかどうかということで文科省は5月18日に次のとおり解釈を示しました。  「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合である。平成31年度入学者は、新法施行時（平成31年4月1日0時0分）には大学等に在籍していない。  そもそもこの条文は2019年度入学生から改正法が適用され、2018年度以前入学生への経過措置の条文です。ですので、当然ながら2019年度入学生は適用されないというのは当然のことと理解しているのですが、この条文からすると2019年度入学生も従前の例によるというふうに読めてしまいます。本来なら「施行日前に現に在学している者」にすればよかったのではと個人的に思います。  助言いただきたい内容としては  1．この条文、2019年度入学生も適用されると読めますか？  2．平成31年度入学者は平成31年4月1日0時0分には在学していないとありますが、では何時何分から在学すると考えられますか？（私は平成31年4月1日0時0分だと思ってます）  ご助言よろしくお願いします。  A　ご質問の件ですが、1については、確かにご指摘の通り、条文だけからは、2019年度入学生も適用されると読めそうです。ただ、法の趣旨からすると、2019年入学生は、当然に含まれないということになります。そのため、法の合理解釈をすれば、2019年度入学生は含まれないと読めます。その意図を明らかにするために、文部科学省も、5月18日に、念のため解釈を示したのだと思います。ただ、ご指摘の通り「施行日前に現に在学している者」としておいた方がわかりやすいと思います。  次に、2についてですが、ご指摘の通り、通常で考えたら、平成31年4月1日0時0分に平成31年度入学者は在学することになると考えます。 |

⇒・法の合理解釈から、2019年度入学生は経過措置対象外で新法適用ということで理解しておく必要があります。

・2019年度入学生を除く2019年4月1日に在学する学生が経過措置の対象であり、科目等履修生や他学科受講生については次頁以降のQ＆A記載の状況に応じて経過措置対象となることが示されていますので次頁以降のQ＆Aの理解が重要です。

|  |
| --- |
| ２．事例研究 |

※各パターンで使用している図については工学院大学学習支援部教務課の臼杵潤子氏作成の「経過措置図解（平成30/10/30 Q＆A集による更新）」掲載の図を使用させていただいています。

【パターン１】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | | ←新規に在籍開始 | |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 修士1年 | 修士2年  修了 |  | ○ | 一種　旧法 |
| 新規で入学 | 専修　新法 |

【パターン２】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  | |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 科目等履修 | |  | × | 一種　新法 |

☆質問回答集No.2

|  |
| --- |
| Q　4年制大学を平成31年3月に卒業後、平成31年4月から大学院、専攻科に入学する又は科目等履修生となる場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.617>  Q　免許法施行規則の改正後、旧法適用下で入学した学生が卒業後間をおかずに科目等履修生、大学院生、専攻科生等に身分を変えた場合はどのような扱いになるか。  A  ○旧課程に入学して免許状授与の所要資格を得ずに卒業した者が免許状の授与を受けるためには、新法に基づく新課程で免許状授与の所要資格を得る必要がある。（大学院、専攻科、科目等履修生及び編入学や再入学等も同様。）改正免許法施行規則の附則に旧課程で修得した各科目の単位を新課程で修得した科目の単位にみなすことができる旨の規定を設けている。  ○卒業後間をおかずに身分を変えた場合も同様である。 |

⇒卒業すれば新法になるということです。

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.18）

|  |
| --- |
| Q　質問回答集において、2番の回答では4月1日からの科目等履修生を新法適用としているが、免許事務ハンドブックP242上段イの回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱い（旧法又は新法いずれも適用できる）とは異なり、今回は一律に新法適用ということでよろしいか。  A　お見込みのとおり。 |

⇒（参考）免許事務ハンドブックP242上段イ

|  |
| --- |
| Q　平成12年3月31日に科目等履修期間が修了する者について、平成12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用としてよいか。  　また、旧法適用でよいとした場合、平成12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。  　さらに、間をおかず引き続き在籍する必要がある場合、「間」の範囲（限度）について教えてほしい。  A　旧法又は新法いずれも適用できる。  　平成10年改正法附則第6項について、科目等履修生は、大学に「在籍」しているが、「在学」していない。ただし、科目等履修登録があることをもって「在学」しているものとみなし、大学を卒業し、間をおかずに、科目等履修を行う場合、その在学状態の継続性に着目し、その科目等履修が修了するまでの間は平成10年改正法附則第6項に規定する「…卒業するまでに…」に含めるものとする。  なお、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1ヶ月までの期間が生じてしまう場合などである。 |

⇒平成10年改正法附則第6項

|  |
| --- |
| 6　平成12年4月1日前に大学又は旧法別表第1備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第5条第1項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は別表第2に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第1又は別表第2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 |

【パターン３】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  | |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 科目等履修 | |  | ○ | 一種　旧法 |

※2019年度は介護等体験や66条の6のみ未修得の場合による科目等履修

☆質問回答集No.16

|  |
| --- |
| Q　旧法適用の学生が、所要資格を満たして卒業したが、卒業までに介護等体験（又は施行規則第66条の6）の要件を満たさなかったため、卒業時に免許状は取得していない場合、卒業後に免許状を取得する際は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　施行日前に旧法による免許状の所要資格を満たしているため、改正免許法附則第6条が適用され、平成31年度以降に介護等体験を実施又は施行規則第66条の6の科目を履修後、免許状の授与申請を行う場合においても新法の所要資格を満たしているとみなされ、免許状の授与が可能。 |

⇒・所要資格には介護等体験と免許法施行規則第66条の6は含まれないということは必ず知っておかなければならない知識です。所要資格と授与要件は別です。介護等体験の未体験や免許法施行規則第66条の6の未修得の場合、免許状を授与されることはないですが、所要資格を構成する要件ではありません。旧法の所要資格を満たすことができれば、たとえ介護等体験の未体験や免許法施行規則第66条の6の未修得が生じても新法で新設された項目の取り直しは不要です。

・介護等体験を単位化し、その単位が修得できないと所要資格を満たさないカリキュラムとなっている場合は上記Q＆Aの要件を満たさず新法適用となります。

例）中一種免の教科又は教職に関する科目に2単位科目として設定し、教科に関する科目または教職に関する科目の法定最低修得単位数以上の余剰単位の設定がない場合において、介護等体験2単位の修得がなければ中一種免の法定最低修得単位数59単位を満たさないようなカリキュラム。（かなり限定的な例ですのでおそらくこのような例はないと思いますが）。

≪参考≫別表第1（第5条、第5条の2関係）〈平成28年改正前〉

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第 1 欄 | | 第 2 欄 | 第 3 欄 | | | |
| 所要資格  免許状の種類 | | 基 礎 資 格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | | | |
| 教科に関  する科目 | 教職に関  する科目 | 教科又は  教職に関  する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 幼稚園教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 6 | 35 | 34 |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 6 | 35 | 10 |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 4 | 27 |  |  |
| 小学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 8 | 41 | 34 |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 8 | 41 | 10 |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 4 | 31 | 2 |  |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 20 | 31 | 32 |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 20 | 31 | 8 |  |
| 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること。 | 10 | 21 | 4 |  |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 20 | 23 | 40 |  |
| 一種免許状 | 学士の学位を有すること。 | 20 | 23 | 16 |  |
| 備考《抜粋》  四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。 | | | | | | |
| 《以下略》 | | | | | | |

【パターン４】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  | |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 修士1年 | 修士2年 |  | 新規で入学 | 専修　新法 |
| 学部聴講 | × | 一種　新法 |

※所要資格未充足　※所要資格充足

☆質問回答集No.2（前掲：3頁参照）

【パターン５】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | | ←新規に在籍開始 | |  |
| α大学  学部1年 | α大学  学部2年 | α大学  学部3年 | α大学/学部4年  卒業 | β大学 転入学  学部3年 | β大学  学部4年 |  | × | 一種　新法 |

☆質問回答集No.2（前掲：3頁参照）

【パターン６】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  | ←新規に在籍開始 |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 |  | 科目等履修 |  | × | 一種　新法 |

☆質問回答集No.2（前掲：3頁参照）

【パターン７】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | ←新規に在籍開始 | |  |
| 短大1年 | 短大2年  卒業 | α大学 3年  編入学 | α大学4年  卒業 |  | × | 一種　新法 |

☆質問回答集No.3

|  |
| --- |
| Q　短大を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学（旧課程）に編入学又は専攻科に入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.627>  Q　経過措置について、短大（旧課程）を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学（旧課程）に編入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○短期大学（短期大学士課程）から四年制大学（学士課程）に編入学する場合には、短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。  ○短期大学を卒業後、間を置かずに専攻科へ入学する場合も同様の扱いとなる。 |

⇒卒業すれば旧法適用される学年に編入学したとしても新法になるということです。

★「編入学」とは、短大・高専等を卒業し大学の途中年次に入学すること（学校教育法第108条第7項、第122条、第132条）。

★「転入学」とは、学生が大学から他の大学へ異動すること全般を表し、大学を卒業した者が他の大学の途中年次に入学するものも含む（法令上の規定はない）。

（大学における教育内容等の改革状況調査（平成20年度）<文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室学務係>より）

☆質問回答集No.13

|  |
| --- |
| Q　平成31年度以降に、「平成30年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成30年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。  A  ○経過措置の適用がない者であれば、編・再入学先の学年にかかわらず新法が適用される。  ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。 |

⇒新法に読み替えることができる単位は読み替え、不足単位を修得することになります。

【パターン８】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の継続→ | | | |  |
| α大学  A学部1年 | α大学  A学部2年 | α大学　転学部  B学部3年 | α大学  B学部4年卒業 |  | × | 一種　旧法 |

※転学科も同じ。同一の免許種・免許教科の課程認定である必要は無い。

☆質問回答集No.4

|  |
| --- |
| Q　平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より教職課程を有する他学部他学科へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○同一の大学内において転学部・転学科する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。  ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転学部・転学科する場合も同様の扱いとなる。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.628>  Q　経過措置について、平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他学部他学科の旧法が適用される学年へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　同一の大学内において転学部・転学科する場合は、施行の際現に大学に在学している者に該当するため旧法適用となる。 |

⇒転入学の場合も編入学と同様に在籍していた学科等を離籍しますが、平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が転入学する場合については旧法適用となるということです。ただし、大学を卒業した者が他の大学の途中年次に転入学する場合は、学位課程が終了していることから新法適用となります。

☆質問回答集No.6

|  |
| --- |
| Q　転入学前後又は転学部・転学科前後の大学の学部学科等において同一の免許種・免許教科の課程認定を有していないと、旧法適用とすることはできないのか。  A　旧法適用する上で、同一の免許種・免許教科の教職課程を有していることは必須ではない。 |

⇒旧法適用の条件はNo.4・5のとおり学籍上のことのみで免許状の種類の一致は経過措置の適用条件ではないということです。

【パターン９】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の継続→ | | | |  |
| β大学  学部1年 | β大学  学部2年 | α大学　転入学  学部3年 | α大学  学部4年卒業 |  | × | 一種　旧法 |

※同一の免許種・免許教科の課程認定である必要は無い。

☆質問回答集No.5

|  |
| --- |
| Q　平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学へ転入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○四年制大学を卒業する前に、他の四年制大学へ転入学する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。  ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.629>  Q　経過措置について、平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学の旧法が適用される学年へ編入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○四年制大学から他の四年制大学へ転入学する場合は、施行の際現に大学に在学している者に該当するため旧法適用となる。  ○平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。 |

※ No.629のQの中で「編入学」とありますが、四年制大学から四年制大学へは「転入学」になり、用語の使い方が誤っています。よってAにおいて文科省は「転入学」として回答しています。

⇒平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が平成31年4月1日に転入学しなくとも平成32年度以降に転入学する場合も旧法適用ということです。

【パターン１０】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の継続→ | | | |  |
| γ大学  学部1年 | γ大学  学部2年 | α大学　転入学  学部3年 | α大学  学部4年卒業 |  | × | 文科省に問い合わせ中 |

※γ大学の出身学科等には教職課程がない。

【パターン１１】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| 在学期間終了→ | | | ←在籍なし→ | ←新規に在籍開始 |  |
| α大学  学部1年 | α大学  学部2年 | α大学  学部3年 | 除籍・退学 | β大学  転入学  再入学 |  | × | 一種　新法 |

☆質問回答集No.7

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.631>  Q　経過措置について、施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した後、間を置いて他の四年制大学へ編入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　事例の場合においては、免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。 |

⇒No.2・3と同様に離籍すれば経過措置は適用されず新法適用になるということです。

☆質問回答集No.13

|  |
| --- |
| Q　平成31年度以降に、「平成30年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成30年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。  A  ○経過措置の適用がない者であれば、編・再入学先の学年にかかわらず新法が適用される。  ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。 |

⇒新法に読み替えることができる単位は読み替え、不足単位を修得することになります。

【パターン１２】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
|  | | | ←在籍あり→ | ←在学復活 |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 休学 | 学部3年  復学 |  | 継続扱い | 一種　旧法 |

・本来は、「在学」には休学「期間」は含まれないことになります。一方で、各法律が施行後に、時代の経過とともに改正する必要が生じ、旧法適用時入学者に対する法律の不遡及により、休学も含めて在籍している者を保護する必要が生じたことから、「在学期間」に「休学期間」を含めて運用されているのが実態ではないかと考えられます。（もし、休学を「在学」に含めないとなると、事実上、改正法が遡及適用されてしまうため。）

・おそらくですが、法令の運用上、本人の「在学期間」と、制度上の下限としての「在学期間」が混同された結果、その後、講学上「在籍」という概念で整理したのかと推測されます。

・仮に「休学期間」を除いてしまうと、法令上の「在学」が断絶してしまうことになり、法律不遡及の原則が崩れて遡及適用することになります。また、休学の有無で在学者の取扱いが異なることになり、著しく運用が困難となることから、法の予定するところではないことから免許法上は在学には休学も含むということになります。

【パターン１３】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
|  | |  |  |  |
| α大学  （高免）有  学部1年 | α大学  （高免）有  学部2年 | α大学3年  （中免）  他学部聴講 | α大学4年卒業  （中免）  他学部聴講 |  | 継続扱い | 一種　旧法 |
| β大学  （高免）  科目等履修 | β大学  （高免）  科目等履修 | 卒業と同時に免許取得要件充足 | 継続扱い | 一種　旧法 |
| β大学  （中免）  科目等履修 | β大学  （中免）  科目等履修 |  | 継続扱い | 一種　旧法 |
| β大学  （小免）  科目等履修 | β大学  （小免）  科目等履修 |  | 継続扱い | 一種　旧法 |

※他学科聴講の場合も他学部聴講と同じ。

☆質問回答集No.8

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。  ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.636>  Q　経過措置について、施行の際現に中学校の教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に中学校の免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○事例の場合においては、中学校の教職課程について、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。  ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 |

⇒他大学の単位と併せて所要資格を満たす場合は経過措置が適用され、旧法適用になるということです。

☆質問回答集No.12

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.635>  Q　経過措置について、施行の際現に中学校の教職課程を有する四年制大学に在学していた者が小学校の教職課程を有する他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に小学校の免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　事例の場合においては、当該学生が所属する大学は小学校の教職課程を有しないため、小学校の教職課程との関係では、当該学生は他大学の科目等履修生としての立場のみを有していることになる。科目等履修生は大学への在学関係がないため、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。 |

⇒今回の5月18日付事務連絡により解釈が変更になりました。No.11と同様です。

【パターン１４】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
|  | |  |
| α大学  科目等履修生  2018/4/1-3/31 | α大学  科目等履修生  2019/4/1- |  | 継続扱い  × | 一種　旧法  新法 |

※2019年度の前期には在籍せず、後期から在籍する場合は「施行の際に現に大学に在学する者」とはならないので新法適用となる。

☆質問回答集No.9

|  |
| --- |
| Q　施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.633>  Q　経過措置について、施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　科目等履修生は在学の関係に当たらないため、事例の場合においては、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.19）

|  |
| --- |
| Q　質問回答集において、9番（12番）の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続かず、平成30年4月1日～平成31年3月31 日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。（免許事務ハンドブックP242上段イの回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。）  A　施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。  したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.21）

|  |
| --- |
| Q　1点目は、5月18日付事務連絡の質問回答集の№9に関連する事項で科目履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。（簡略版を本シートに記載しました）  ＜№9＞  質問 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。  回答 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。 |
| 1 ＜引き続きの解釈＞  この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目履修生として継続するということか（A）、それとも学則上等、在籍が3月末日までなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる（B）のか、（A）と（B）どちらの解釈になるでしょうか？  教員免許ハンドブック（第一法規 法令・解説編）（以下ハンドブック）241Ｐ下段イで、12 年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生と して単位を履修する場合、旧法適用でよいか。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日 から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。？ に対する解説では、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである、とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら（B）も旧法適用になるということでしょうか？ |
| 2 ＜科目等履修が複数年継続する場合＞  2点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかずに、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。  この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生在籍が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいでしょうか？ |
| 3 ＜科目等履修を異なる大学で継続＞  3点目は、ハンドブック244P下段後半部分、なお、在学形態の継続の指標を間をおかずを目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか？に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか？ |
| A  1について  この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含まない。すなわち、質問回答集No.1のとおり、「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月１日（0時0分）時点で大学に在籍している場合であり、平成31年度入学者は、新法施行時（平成31年4月1日0時0分）には大学等に在籍しておらず、科目等履修生としての在籍も同様である。  2について  平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学（科目等履修生としての在籍を含む。）している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業（科目等履修生としての在籍が切れる）までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。この場合、間を置かずに新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は、（それまでに所要資格を満たさなければ）経過措置は適用されない。  ただし、科目等履修生として（切れ目なく継続した）複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。  3について  2のとおり。 |

⇒今回の事務連絡10月30日Ｑ＆A集により解釈が変更明確になりました。今年度科目等履修生として履修中の学生については、平成31年3月31日で学籍が途絶えず、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合（後期から次の前期までの籍となる場合や複数年の籍を有する場合）については経過措置が適用され、旧法適用になるということです。そのため、平成31年3月31日で一度修了（籍が途絶える）の場合は「引き続き」の解釈には含まれず、経過措置の対象外になります。

【パターン１５】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
|  | |  |
| α大学  科目等履修生  2018/4/1-3/31 | β大学  科目等履修生  2019/4/1- |  | × | 文科省に問い合わせ中  一種　新法 |

※2018年度α大学・β大学において科目等履修、2019年度はα大学のみで科目等履修も同様。つまり身分としては科目等履修生であっても、2018年度と2019年度で異なる認定課程となる場合を想定してのパターンである。

※平成31年3月31日で一度修了（籍が途絶える）のため経過措置の対象外になります。

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.21≪抜粋≫）

|  |
| --- |
| Q |
| 3 ＜科目等履修を異なる大学で継続＞  3点目は、ハンドブック244P下段後半部分、なお、在学形態の継続の指標を間をおかずを目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか？に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか？ |
| A  2について  平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学（科目等履修生としての在籍を含む。）している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業（科目等履修生としての在籍が切れる）までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。この場合、間を置かずに新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は、（それまでに所要資格を満たさなければ）経過措置は適用されない。  ただし、科目等履修生として（切れ目なく継続した）複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。  3について  2のとおり。 |

【パターン１６】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  |  | |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 科目等履修生 | 修士1年 | 修士2年  修了 |  | × | 専修　新法 |
| 学部聴講 | 継続扱い  × | 一種　旧法  新法 |

※未充足　※未充足　　　　※所要資格を充足

※平成31年3月31日で一度修了（籍が途絶える）のため経過措置の対象外になります。

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.19）

|  |
| --- |
| Q　質問回答集において、9番（12番）の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続かず、平成30年4月1日～平成31年3月31日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。（免許事務ハンドブックP242上段イの回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。）  A　施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。  したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。 |

【パターン１７】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |
| 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  |  | |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 修士1年 | 修士2年（留年） | 修士3年  修了 |  | 継続扱い | 専修　旧法 |
| 学部聴講 | 学部聴講 | 継続扱い | 一種　旧法 |

（一種の旧法適用は在籍期間2年継続の科目等履修に限る）

☆質問回答集No.10

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講（科目等履修）による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状（又は1種免許状若しくは2種免許状）の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。  ○この場合、学部聴講（科目等履修）により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。  ○1種免許状、2種免許状についても、平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生（科目等履修生）としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.637>  Q　経過措置について、施行の際現に大学院に在学していた者が、学部聴講（科目等履修）により1種又は2種免許状の所要資格を満たす場合は、1種又は2種免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　事例の場合においては、当該学生が所属する研究科は1種又は2種免許状の教職課程を有しないため、これらの免許状の教職課程との関係では、当該学生は科目等履修生としての立場のみを有していることになる。科目等履修生は大学への在学関係がないため、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。 |

⇒今回の5月18日付事務連絡により解釈が変更になりました。

|  |
| --- |
| <No.638>  Q　経過措置について、施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講（科目等履修）による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状の所要資格を満たす場合は、専修免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○事例の場合においては、専修免許状の教職課程については、当該学生は施行の際現に大学に在学している者に該当するため、旧法が適用される。  ○この場合、学部聴講（科目等履修）により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 |

⇒状況をイメージしやすくするため別紙のとおり状況を学力に関する証明書にまとめてみました。旧法（現行法）の証明書ですが、「1、基礎資格」「2、単位修得機関・単位修得期間」欄については文科省から示された新様式に合わせた形にしています。

別紙（ファイル名「05\_学力に関する証明書関係資料.xlsxのシート3（No.10・11関係資料）」）

☆再課程認定説明会質問回答集No.55

|  |
| --- |
| Q　学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。  A　可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。 |

・2018/3/30に文科省から学力に関する証明書の新様式への意見募集のメールに添付されていた様式案（中一種・社会のみ抜粋）

別紙（ファイル名「05\_学力に関する証明書関係資料.xlsxのシート1（様式案）」）

・上記メール添付の様式案に対する記入例（文科省から示されたものではありません）

別紙（ファイル名「05\_学力に関する証明書関係資料.xlsxのシート2（記入例）」）

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.53）

|  |
| --- |
| Q　平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号に、学校体験活動の単位を教育実習の単位に含めた場合、他の学校種の教育実習の単位を流用することができないとあるが、学力に関する証明書上、記載されている学校体験活動の単位が教育実習の単位に含めたものなのか、大学が独自に設定する科目として履修したものなのか、明らかに判別できるようになっているか。  A　学校体験活動の単位を、平成29年改正規則第2条～第5条第1項の表第5欄の教育実習の単位数に含む場合には、その旨を学力に関する証明書の備考欄に記載する。 |

☆平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号

|  |
| --- |
| 八　教育実習の単位には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.55）

|  |
| --- |
| Q　別表第1、2、2の2による授与の際、旧法適用か新法適用かを判別しなければならない。学力に関する証明書の日付で判断するべきか。  A　学力に関する証明書に記載された在学期間から御判断いただくことになる。 |

在学期間から判別するのではなく、旧法・新法で様式が異なりますので、旧法様式の学力に関する証明書に所要資格を満たした証明（基礎資格の取得、含む事項や一般的包括的内容を含む内容の修得を含んで最低修得単位数の修得証明）及び免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位修得証明がされていれば旧法で授与されることになります。

【パターン１８】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  |  |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 修士1年 | 修士2年修了 |  | 継続扱い | 専修　旧法 |
| 学部聴講 | ○ | 一種　旧法 |

※一種免の取得要件充足

【パターン１９】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | |  |  |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 修士1年 | 修士2年修了 |  | 継続扱い | 専修　旧法 |
| 学部聴講 | 学部聴講 | 継続扱い | 一種　旧法 |

（一種の旧法適用は在籍期間2年継続の科目等履修に限る）

☆質問回答集No.10

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講（科目等履修）による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状（又は1種免許状若しくは2種免許状）の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。  ○この場合、学部聴講（科目等履修）により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。  ○1種免許状、2種免許状についても、平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生（科目等履修生）としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.20）

|  |
| --- |
| Q　施行の際、現に大学に在籍しているかどうかで適用するのが新法か旧法かを判断するが、「在籍」とは学位課程への在籍のみということでよろしいか。本県の大学では，大学院に通いながら大学の教育学部の教職課程で履修し、教員免許状を取得するプログラムを設けているが、このプログラム自体は学位を認めるものではないため、平成30年度に在籍している者でも、申請が31年度であれば新法適用となるか。  A　【質問回答集No.10参照】 |

★免許状の申請について、同一学校種・教科の一種免・専修免を同時に申請することはできません。パターン19の場合、2019年度に一種免・専修免の授与要件を満たしますが、この時に申請（一括申請・個人申請問わず）できるのは専修免のみです。

（2008/11/12通知・別紙）

|  |
| --- |
| 教員免許更新制の導入に伴う免許状の授与の取扱いについて  平成21年4月1日に教員免許更新制が開始されることに伴い、教員免許状の授与に関する取扱いについて以下のとおり確認することとする。  1．全ての免許状に関する事項  ○ 教諭の1種免許状を有する者に対して、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の2種免許状の授与は行わないこととすること。また、教諭の専修免許状を有する者に対しても同様に、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の1種免許状及び2種免許状の授与は行わないこと。なお、養護教諭の免許状、栄養教諭の免許状についても同様とすること。 |

【パターン２０】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 施行前 | 施行後 |  |  |  |
| 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| C学部1年  課程認定無 | C学部2年  課程認定無 | C学部3年課程認定無 | C学部4年課程認定無 |  | 継続扱い | 一種　旧法 |
| 課程認定の有る  他学部聴講 | 課程認定の有る  他学部聴講 |

※他学科聴講の場合も他学部聴講と同じ。

☆質問回答集No.11

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の他学部・他学科聴講生（科目等履修生）としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.634>  Q　経過措置について、施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生 が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　事例の場合においては、当該学生が所属する学部学科等は教職課程を有しないため、施行の際現に大学に在学している者に該当しないことから、新法が適用される。 |

⇒今回の5月18日付事務連絡により解釈が変更になりました。状況をイメージしやすくするため別紙のとおり状況を学力に関する証明書にまとめてみました。

今年度、他学科等で履修していることが証されることが経過措置適用のポイントになります。

別紙（ファイル名「学力に関する証明書関係資料.xlsxのシート3（No.10・11関係資料）」）

【パターン２１】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施行前 | 施行後 |  |  |  |  |  |
| 2018 | 2019 | 2020 | 2021 |  | 2018年度末  所要資格 | 適用 |
| C学部1年  課程認定無 | C学部2年  課程認定無 | C学部3年  課程認定無 | C学部4年  課程認定無 |  | × | 一種　新法 |
| 課程認定の有る他学部聴講 | 課程認定の有る他学部聴講 | 課程認定の有る他学部聴講 |

☆質問回答集No.8

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。  ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.636>  Q　経過措置について、施行の際現に中学校の教職課程を有する四年制大学に在学していた者 が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に中学校の免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○事例の場合においては、中学校の教職課程について、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。  ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 |

☆質問回答集No.12

|  |
| --- |
| Q　施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。 |

【パターン２２】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 施行前 | 施行後 |  | 2018年度末所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | | 2018時点 | 2019以降 |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 |  | 免許授与可 |  | ○ | 一種　旧法 |

※授与要件充足

【パターン２３】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 施行前 | 施行後 |  | 2018年度末所要資格 | 適用 |
|  | | | | 2018時点 | 2019以降 |  |
| 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 科目等履修 |  | 免許授与可 |  | ○ | 一種　旧法 |

※授与要件充足

☆質問回答集No.14

|  |
| --- |
| Q　施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A　施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.639>  Q　経過措置について、施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。  A  ○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者は、改正免許法附則第六条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。  ○施行日前に大学に在学したが、卒業までに旧法による所要資格を得なかった者は、改正免許法附則第6条が適用されないため、施行日までに科目等履修によって科目を追加修得し旧法による所要資格を得ていた場合でも、施行日以降に免許状の申請を行う際には、新法が適用される。 |

⇒回答の2つ目が今回の5月18日付事務連絡により解釈が変更になりました。旧法で所要資格を得ることができれば新法での取り直しは不要です。

【パターン２４】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 施行前 | 施行後 |  | 2018年度末所要資格 | 適用 |
|  |  | 2018時点 | 2019以降 |  |
| 旧法で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以降免許状が失効 | | | 免許授与可 |  | ○ | 一種　旧法 |

☆質問回答集No.15

|  |
| --- |
| Q　旧法下で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以後免許状が失効し、再度免許状の授与申請を行う場合においては、免許状の授与は可能か。  A  ○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。  ○なお、当該免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合の免許状の授与においては、免許状更新講習の受講が必要となる。 |

⇒考え方はNo.14と同じです。旧法で所要資格を得ることができれば新法での取り直しは不要です。

【パターン２５】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 施行前 | 施行後 |  | 2018年度末所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | | 2018時点 | 2019以降 |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 介護等体験や  66条の6のみ未 | 介護等体験実施や  66条の6修得 | 免許授与可 | ○ | 一種　旧法 |

※授与要件充足　　　 ※授与要件充足

【パターン２６】（栄養教諭課程のみ）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 施行前 | 施行後 |  | 2018年度末所要資格 | 適用 |
| ←学位課程の修了→ | | | | 2018年度末 | 2019年度当初 |  |
| 学部1年 | 学部2年 | 学部3年 | 学部4年  卒業 | 栄養士免許未 | 栄養士免許授与 | 免許授与可 | ○ | 一種　旧法 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.22）

|  |
| --- |
| Q　栄養士の免許申請を個人でさせている大学の生徒は、栄養士の免許が平成31年4月に授与される場合があるが、この者は、平成31年3月31日までに学士の学位を有し、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）における最低単位数を全て修得した者であっても、新法適用となるのか。  A　平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑みて、経過措置の適用を受ける者について は、「学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」を確認できる場合には、栄養教諭免許状申請時に実際に栄養士の免許を受ける前であっても、所要資格を得たものとして取り扱って差し支えない。  なお、「栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」の確認に当たっては、  ・栄養士の免許を取得見込みであることの証明書（栄養士養成課程において発行したもの（様式任意。）若しくは栄養士免許を申請中の都道府県窓口において発行されたもの（「栄養士免許取得（見込）照合書」等）を想定。写しでも可。）  ・栄養士の免許の申請書の写し  等を提出させることが考えられる。 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.23）

|  |
| --- |
| Q　施行日以前から大学に在学し、管理栄養士養成施設の課程を修了した上で平成32年3月31日に大学を卒業した者が、平成32年4月1日に栄養士の免許を授与された場合、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）の所要資格を卒業までに満たさなかったということで新法適用となるのか。新法適用ならば、追加で単位を取得する必要が生じるので、新卒者を栄養教諭に採用できないこととなる。  A　【質問22参照】 |

|  |
| --- |
| ３．学生への周知について |

龍谷大学2018年度入学生用教職課程ガイドブック（文学部・文学研究科・実践真宗学研究科用）より

|  |
| --- |
| 教育職員免許法の改正により、2019年度の新入生から大きく教職課程のカリキュラムが変更となります。  2018年度の入学のみなさんまでは、卒業（大学院修士課程において専修免許状取得予定の方は修士課程修了）時に教員免許状の取得に必要な単位の修得を終えていれば、改正後のカリキュラムで改めて単位の修得を要せずに教員免許状を取得することができます。  　しかし、卒業（大学院修士課程において専修免許状取得予定の方は修士課程修了）時に教員免許状の取得に必要な単位の修得を終えていなければ、改正後のカリキュラムで改めて単位の修得が必要となる場合があります。  卒業（大学院修士課程において専修免許状取得予定の方は修士課程修了）時に未修得単位が生じる可能性のある方は教職センターまで相談にきてください。 |

|  |
| --- |
| ４．旧課程からの単位のみなしについて |

（1）「みなし」とは、「みなし」の必要性

「みなす」とは本来性質の違うものを、一定の法律関係においては同様に取り扱う場合に用いられる。これに対しては反証を挙げてくつがえすことは認められない。[[1]](#footnote-1)

　通常、「読み替え」とよばれるものです（以下「みなし」のことを「読み替え」とよびます。）。

　そもそもなぜ「読み替え」ということを行う必要があるのかという疑問があると思います。大学の卒業要件上のカリキュラムとしてはずっと同じにもかかわらず、読み替え？と思われると思います。

　教職では卒業要件上のカリキュラムとは別に免許法の考え方によってカリキュラムをとらえる必要があります。

　具体的に説明しますと新法というのは2019年度以降入学生に適用されます。2000～2018年度入学生までは旧法のカリキュラムが適用されます。

　教職課程を履修する場合は原則として新法が適用され（例外は経過措置対象者）、旧法以前のカリキュラムで履修していた者がこれから教職課程を履修する場合は、新法の単位に読み替えられるものは読み替えて、不足する単位を履修するということになります。

　卒業要件上のカリキュラムが2018年度と2019年度で同じであっても、免許法の視点から見ると別のカリキュラムということになります。

　例えば、「日本史概説」という授業科目が開設されていたとします。2018年度と2019年度で同じカリキュラムですから、卒業要件上のカリキュラムからすると内容は同じです。しかし、教職の視点からすると2018年度入学生が履修する「日本史概説」は旧法科目、2019年度入学生が履修する「日本史概説」は新法科目ということになり、この両「日本史概説」が同じ内容かということについて読み替えという手続きでもって確認する必要があります。それをどのレベルの会議体で決定するのか、だれか責任教員の判断で行うのかは各大学に委ねられています。法令上は「新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるもの」ということで具体的な学内での手続きには言及されていませんので大学の裁量に委ねられます。

　いったん読み替えると反証を挙げてくつがえすことは認められませんので慎重に行う必要があります。

この読み替えというのは学力に関する証明書上のことですので、通常の成績証明書では読み替えの可否についての表記はでてきません。

学力に関する証明書の発行の問題を考える場合はこの免許法上の視点から授業科目を眺めるというくせを身につける必要があります。

（2）免許法の大きな変更の歴史

▼再課程認定の変遷（変更があった免許状の種類に○を記入）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表 | 学校種等 | | 種別 | S29 | S63 | H10 | H16 | H18 | H28 |
| 1 | 教諭 | 幼稚園 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| 小学校 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| 中学校 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| 高等学校 | 一種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修（一級） | ○ | ○ |  |  |  | ○ |
| 盲・聾・養護学校 | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  | ― | ― |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  | ― | ― |
| 専修 | ― | ○ | ○ |  | ― | ― |
| 特別支援学校 | 二種 | ― | ― | ― | ― | ○ |  |
| 一種 | ― | ― | ― | ― | ○ |  |
| 専修 | ― | ― | ― | ― | ○ |  |
| 2 | 養護教諭 | | 二種（二級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 一種（一級） | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |
| 専修 | ― | ○ |  |  |  | ○ |
| 2の2 | 栄養教諭 | | 二種 | ― | ― | ― | ○ |  | ○ |
| 一種 | ― | ― | ― | ○ |  | ○ |
| 専修 | ― | ― | ― | ○ |  | ○ |

※H16,18は新たな免許課程の設置による課程認定申請であるので再課程認定ではないが説明の便宜上、表に含んでいる。

※H12には高校「情報」「福祉」の新設による課程認定申請が行われた。

①昭和29（1954）年改正

・課程認定制度創設後初の免許法改正。

・幼・小・中・盲・ろう・養護学校（二級免（現二種免）・一級免（現一種免））、高（二級免（現一種免）・一級免（現専修免））、養護教諭（二級免（現二種免）・一級免（現一種免））の規定が設けられる。

※「ろう学校」から「聾学校」への表記変更は昭和36年の改正から。

②昭和63（1988）年改正

・初めての再課程認定申請。

・全校種・養護教諭に専修免の課程ができる。

・一級免・二級免から専修免・一種免・二種免に。

③平成10（1998）年改正

・2回目の再課程認定申請（専修免は再課程認定申請の対象外）。

・幼・小・中・高・盲・聾・養護学校の二種免・一種免のカリキュラムが変更

④平成16（2004）年改正

・栄養教諭（二種免・一種免・専修免）の創設

⑤平成18（2006）年改正

・特別支援学校教諭の創設（二種免・一種免・専修免）（改正前は盲・聾・養護学校教諭免許状）

⑥平成28（2016）年改正

・3回目の再課程認定申請（専修免創設後初めての再課程認定申請（特支専修免を除く））

・特別支援学校教諭を除く教諭・養護教諭・栄養教諭（二種免・一種免・専修免）のカリキュラムが変更

（3）2019年度を基準とした場合の適用法令

■幼・小・中・高等学校、養護教諭免許状（一種・二種）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成元（1989）年度以前入学生 | 旧々々法 | 昭和29（1954）年改正法 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成10（1998）年度もしくは平成11（1999）年度入学生　※ | 旧々法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成11（1999）年度もしくは平成12（2000）年度～平成30（2018）年度入学生　※ | 旧法 | 平成10（1998）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |

※平成10（1998）年改正法時には再課程認定申請を行う年度が平成10（1998）年度か平成11（1999）年度の選択が可能でした。平成10（1998）年度に再課程認定申請を行った大学については平成11（1999）年度から、平成11（1999）年度に再課程認定申請を行った大学については平成12（2000）年度から旧法の課程がスタートしています。それに伴い旧々法の最終年度も上記表のとおり2つあります。

■幼・小・中・養護教諭免許状（専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成30（2018）年度入学生 | 旧法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |

■高等学校教諭免許状（専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成元（1989）年度以前入学生 | 旧々法 | 昭和29（1954）年改正法 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成30（2018）年度入学生 | 旧法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |

■特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）教諭免許状（一種・二種）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成元（1989）年度以前入学生 | 旧々々法 | 昭和29（1954）年改正法 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成10（1998）年度もしくは平成11（1999）年度入学生 | 旧々法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成11（1999）年度もしくは平成12（2000）年度入学生～平成18（2006）年度入学生 | 旧法 | 平成10（1998）年改正法 |
| 平成19（2007）年度以降入学生 | 新法 | 平成18（2006）年改正法 |

■特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）教諭免許状（専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成2（1990）年度入学生～平成18（2006）年度入学生 | 旧法 | 昭和63（1988）年改正法 |
| 平成19（2007）年度以降入学生 | 新法 | 平成18（2006）年改正法 |

■栄養教諭免許状（一種・二種・専修）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入　学　年　度 | 適　用 | 免許法上の呼称 |
| 平成17（2005）年度入学生～平成30（2018）年度入学生 | 旧法 | 平成16（2004）年改正法 |
| 平成31（2019）年度以降入学生 | 新法 | 平成28（2016）年改正法 |

★これまで新法に読み替えた専修免の学力に関する証明書の発行事例というのはほとんどなかったはずなので、今後は申請者の一種免の状況にも注意しながら発行する必要がある。

（4）条文

▼免許法施行規則

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附　則  （施行期日）  1　この省令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（教育職員免許法施行規則第10条の6第1項及び第3項の改正規定並びに同令第12条の改正規定に限る。）及び第2条の規定（免許状更新講習規則第6条の改正規定に限る。）は公布の日から施行する。  （経過措置）  2　教育公務員特例法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による**改正後の教育職員免許法**（以下「新法」という。）**別表第１から別表第８**まで、附則第5項、第17項及び第18項**の規定により教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第１備考第５号ロの規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した**領域及び保育内容の指導法に関する科目（**領域に関する専門的事項に係る部分**に限る。以下第7項において「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）**、**教科及び教科の指導法に関する科目（**教科に関する専門的事項に係る部分**に限る。以下第7項において「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）**、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができる。**  3　**新法別表第１から別表第８**まで、附則第5項、第17項及び第18項**の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第１欄に掲げる免許状の種類に応じ、第３欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、第２欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。** | | | | |
|  | 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 |  |
|  |  | この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目 | この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目 |  |
|  | 幼稚園  教諭 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職の意義等に関する科目  教育の基礎理論に関する科目  教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）  教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 教育実践に関する科目 | 教育実習  教職実践演習 |  |
|  | 小学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職の意義等に関する科目  教育の基礎理論に関する科目  教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）  教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  |  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  |  | 教育実践に関する科目 | 教育実習  教職実践演習 |  |
|  | 中学校  教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職の意義等に関する科目  教育の基礎理論に関する科目  教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）  教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 教育実践に関する科目 | 教育実習  教職実践演習 |  |
|  | 高等学  校教諭 | 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） | 教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。） |  |
|  | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職の意義等に関する科目  教育の基礎理論に関する科目  教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）  教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分を除く。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 教育実践に関する科目 | 教育実習  教職実践演習 |  |
|  | 養護教諭 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職の意義等に関する科目  教育の基礎理論に関する科目  教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）  教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 教育実践に関する科目 | 養護実習  教職実践演習 |  |
|  | 栄養教諭 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教職の意義等に関する科目  教育の基礎理論に関する科目  教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）  教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）  生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目  教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。） |  |
|  | 教育実践に関する科目 | 栄養教育実習  教職実践演習 |  |
| 4　新法別表第1から別表第8までの規定により、教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目又は栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位について、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができる。ただし、前項の規定により、新課程において修得した科目の単位とみなした旧課程において修得した教職に関する科目に準ずる科目の単位については、当該科目の単位を新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことはできない。  5～6　≪略≫  7　この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧法別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）については、平成34年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について修得させることにより、第2条第1項の表備考第一号に規定する科目のうち1以上の科目を修得させたものとみなすことができる。 | | | | |

★免許法別表第1備考第5号ロ（通称：備5ロ＜ビゴロ＞）

五　第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

「準用」というのは、本来aという事項について規定しているAという法令の規定を、多少aに類似するが本質上これとは異なるbという事項に、多少読替えを加えつつあてはめることをいう。[[2]](#footnote-2)

今回の事例に当てはめると

本来aという事項：課程認定のない学科等において修得した単位

Aという法令の規定：備5ロ

多少aに類似するが本質上これとは異なるbという事項：旧法で修得した単位

（5）読み替えた証明書の発行開始日（2018/2/22文科省回答）

|  |
| --- |
| 【ご質問】  改正免許法施行規則附則2項・3項で旧法の単位のみなしはこれまでの法改正時と同様に「新課程を有する大学が適当であると認める」場合に可能とされています。  経過措置対象外の者から、2019年度から新法で履修を開始するにあたり、2018年度に入ると新法に読み替えた学力に関する証明書の発行依頼がなされます。  この場合、いつの時点から当該証明書を発行できるのかということが課題となります。  新課程を有することになるのは認定書記載の日付け（2019年3月頃）というのが当然だと思いますが、実務上の課題として、科目等履修生の場合は主として単位制学費ですので、不足単位がどれくらいあるのか、それによって用意する金銭の問題も履修者は解決しなければなりませんので、遅くとも2019年1月頃には次年度の計画を立てることが求められます。  文部科学省としても教員養成部会が開催されるまで、認定の見通しであることを伝えることは難しいところですが、一定の時期（2019年1月頃）に見通しがついた旨のアナウンスをいただき、それ以降は新法に読み替えた証明書を発行できるとするのが現実的な対応だと考えております。  いつから新法に読み替えた証明書を発行できるかご教示ください。  【回答】  ○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行は平成31年4月1日からとなるため、教職課程を有する大学が新法に基づく学力に関する証明書が発行可能となるのは、施行日以降となります。  ○平成30年度から平成31年度にかけて、科目等履修等において単位を修得し免許状の所要資格を満たす場合においては、不足単位の確認をするための書類を作成し履修指導を行うことは可能です。  ○旧課程の科目の読替えについては、改正免許法施行規則附則第3項に既定のとおり、「新課程を有する大学が適当と認めるものにおいて」読替えが可能となります。  ○当該大学が新課程を有することができるか（再課程認定申請が認定されるかどうか）については、中央教育審議会教員養成部会の答申を通じて認定されることとなりますので、見通しがついた旨を御連絡することは致しかねますので、御了承ください。  ○なお、平成31年度から開始する教職課程（通常の課程認定及び再課程認定）の審査状況については、適宜申請大学へ御連絡させていただく予定です。 |

☆質問回答集No.54

|  |
| --- |
| Q　新課程の科目による「学力に関する証明書」は、いつから発行可能となるのか。  A  ○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行日以降。  ○再課程認定の認定前であっても、申請の内容に基づいた新旧科目の読替え表や不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。なお、その場合においては、「文部科学省による審査の結果、予定している教職課程の内容や開設時期が変更となる可能性がある」旨を申し添えること。 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.54）

|  |
| --- |
| Q　4月1日以降にしか、新法についての学力に関する証明書は出せないとのことであるが、4月1日から科目等履修生で新法の講座を受けたいという方の不足単位を足すためには、3月に相談に来る時点で、読み替えた証明書を持ってきてもらわないと分からない。大学側に3月時点で出してほしいと考えている。  A　学力に関する証明書は、正式なものとしては平成31年4月1日以降でなければ出せない。ただし、平成30年5月18日付け質問回答集No.54のとおり、再課程認定の認定前であっても、大学において不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。 |

★実務上の対応案（停止条件付証明書の発行）

　上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。ただし、単位の修得証明（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目は除く）については、平成31年4月1日からの教職課程の再認定を文部科学大臣から受けることを前提としており、認定を受けた場合には平成31年4月1日から証明の効力を有する。

今回の事案は法律行為ではありませんが、法律行為のときと同様の考え方で上記文案を作成してみました。

停止条件…法律行為に付される条件のうち、法律行為の効力の発生を、将来発生するかどうか不確実な事実に係らせるもの（民法127①）「試験に合格すれば時計を与える」という場合の「試験に合格すれば」がその例。（『法律用語辞典』（第4版）有斐閣より）

▼民法

|  |
| --- |
| （条件が成就した場合の効果）  第127条　停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。 |

（6）解釈事例（質問回答集）

|  |
| --- |
| No.17  Q　旧法による科目を開設できない場合、旧法が適用される学生について、新法の科目を旧法の科目に読み替える事は可能か。    A　新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.593>  Q　旧法による旧カリキュラムの科目を開設できない場合、旧法に適用される学生を新法の新カリキュラムに読み替える事は可能か。    A　新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。 |

⇒これまで同様に「新法」の科目を「旧法」の科目に読み替える規定がないためできません。

|  |
| --- |
| No.18  Q　「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目」とは具体的にどのような授業科目か。    A  ○「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。（例）旧課程で「道徳の指導法」という名称の科目を開設していた場合に、「新課程と旧課程を兼ねた科目」として新旧両課程に「道徳の理論及び指導法」という科目を開設するときは、旧課程の「道徳の指導法」を廃止（又は名称変更）し、「道徳の理論及び指導法」として新旧両課程で同一シラバス・同一教員で当該科目を開講する場合においては、「道徳の理論及び指導法」は新課程・旧課程いずれの科目としても使用することができる。  ○上記例により、旧課程の科目を変更する場合においては、当該科目の開講前に変更届を提出する必要がある。 |

|  |
| --- |
| No.19  Q　新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」として開設することは可能か。    A  ○新旧両課程の科目として必要な内容を含むものであれば可能である。  ○この場合には、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.622>  Q　新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」にあてることは可能か。    A　可能である。なお、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。 |

⇒この措置をとった場合、変更が反映した年度の授業を履修して単位を修得した者のみ読み替えが可能となります。

例えば2018年度から授業科目「特別活動論」に「総合的な学習の時間の指導法」を含んだ新旧課程両方に使用可能な授業科目（特別活動論）を旧課程に開設した場合、2018年度以降に修得した場合のみ読み替え可能となります。2017年度以前に履修した授業科目「特別活動論」については総合的な学習の時間の指導法を含んで読み替えはできず、特別活動の指導法のみへの読み替えとなる。読み替えるときに修得年度を常に注意しないと誤った証明書を発行する可能性があります。

|  |
| --- |
| No.20  Q　新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目（2単位）の両科目をあわせて、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を兼ねる科目として開設することが可能か。    A　可能である。  その場合においては、両科目を履修することで、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を修得したことになる。そのためには、両科目を旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目に位置付ける必要があるため、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前に提出する必要がある。 |

⇒上記のように旧課程に開設した場合、旧課程で所要資格を得ることができなかった場合（つまり新法適用になった場合）、新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目に読み替えることができる。

|  |
| --- |
| No.21  Q　改正施行規則附則第3項及び第4項において、旧課程から新課程への読替方法が示されているが、旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を、新課程で「大学が独自に設定する科目」に読み替えることは可能か。    A  ○改正施行規則附則第3項表においては、「教育の基礎理論に関する科目」から「大学が独自に設定する科目」へ直接の読替えが可能とは規定されていない。  ○旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」に読み替えた上で、当該科目区分の必要最低修得単位数を超過した単位については、「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当することが可能。 |

|  |
| --- |
| No.22  Q　英語科の旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したが免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新課程で免許状取得に必要な単位を修得する場合、「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したと大学の判断でみなしてよいか。    A　旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を満たす科目を修得した科目を新課程の「英語文学」の一般的包括的内容を満たす科目への読替えの可否については、英米文学から英語文学への科目の移行状況や再課程認定における審査結果をふまえたうえで、新課程を有する大学の判断により可能である。 |

（参考）2009/6/6教員免許事務勉強会質問表 No.29

|  |
| --- |
| Q　旧課程（昭和63年改正法）該当の卒業生で、現行法下で英語の免許を取得することを希望している方がいます。この場合において、科目区分の1つ『比較文化（外国事情を含む。）』が現在では『異文化理解』に改正されています。そこで科目区分名は変わっておりますが、科目内容から判断して『比較文化（外国事情を含む。）』で修得した科目が、改正後の『異文化理解』の区分に該当すると判断できる場合は『異文化理解』の修得単位として読み替えた証明を行ってよろしいでしょうか？可能な場合、『異文化理解』の一般的包括的内容を含む科目として判断できればそのように証明してもよろしいでしょうか？  A　差し支えございません。 |

⇒英語では上記2009年Q＆Aのとおり過去にも同じことがありました。その時と同様です。

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.47）

|  |
| --- |
| Q　旧法の教職課程や免許法認定講習等で教科に関する科目を修得した際に「一般的包括的な内容」を満たしていた場合であっても、新法の科目に読み替えた際に満たさなくなることはあるのか。読み替える大学等の裁量次第か。  A　科目の読替えができるのは、附則第2項から第5項に規定する主体が適当と認めるものである。なお、一般的包括的内容の科目の取扱いに関しては、改正前後で変更ない。また、読み替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。 |

|  |
| --- |
| No.23  Q　旧課程に入学したものの経過措置の適用がなく新法の適用を受ける者に対し、平成31年度以降に旧課程で開講する科目を履修させ、教育職員免許法施行規則の経過措置の規定に基づき大学の判断で新課程の科目としてみなすことは可能か。    A　大学の判断により可能である。 |

⇒回答のとおりですが、読み替えができるのは新課程を有する場合に限ります。No.25にその旨記載があります。

|  |
| --- |
| No.24  Q　教職課程では使用していない既存科目「特別支援教育」について、新課程を有する大学が適当と認める場合においては、当該科目を新課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすことは可能か。    A  ○改正施行規則附則第3項にて、読み替えの対象は「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位」と規定されているため、教職に関する科目あるいは教科又は教職に関する科目のいずれにも位置付けられていない科目を新課程の科目として読み替えることはできない。  ○当該科目を旧課程の科目として位置づけた上で、新課程の科目に読み替えることは可能である。なお、その場合においては、当該科目を（教職課程の科目として）開設するまでに、変更届による届出が必要となる。（旧課程のみに適用する科目であっても、科目を新設する場合は変更届の提出が必要） |

|  |
| --- |
| No.25  Q　平成30年度末をもって教職課程を取り下げる（再課程認定を行わない）課程において、年次進行により平成31年度以降に開設される旧課程の科目を科目等履修生が受講することは可能か。可能である場合、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読替えが可能なのか。    A　科目開設大学が認める場合においては、平成31年度以降に、科目等履修生が旧課程の科目（平成30年度以前入学生用の科目）を履修することは可能である。ただし、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学である。 |

|  |
| --- |
| No.26  Q　新課程の中一種（国語）の認定を受けている大学が、旧課程の中一種（数学）の科目を読み替えることは可能か。    A　新課程の認定を受けている大学は、認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。  ただし、同一学校種における「教職に関する科目」は、各教科の指導法の科目を除き、他教科の免許状の取得に流用が可能と解される（教員免許ハンドブックP275上段参照）ことを踏まえ、旧課程の中一種（数学）の教職に関する科目及び教職に関する科目に準ずる科目を、新課程の中一種（国語）のこれらに相当する科目として読み替え、それを流用することはできる。 |

（教員免許ハンドブックP275上段）

◎同一学校種における教職に関する科目の扱い

|  |
| --- |
| Q　中一種免（社会）及び高一種免「地理歴史」「公民」の認定課程を有する法学部法律学科の学生が、法学部で開設されている教職に関する科目（「教科教育法」を除き、教育実習の単位を含む。）を全て修得し、中一種免（国語）及び高一種免（国語）の認定課程を有する文学部国文学科で開設する「国語」の教科に関する科目20単位と教職に関する科目として国語の教科教育法4単位を、他学科聴講により修得した場合、法別表第1の規定により中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できるか。  A　教職に関する科目は、教科教育法を除き、課程認定においては学校種の別のみを有するものとされている。このことから、中学校又は高等学校の認定課程における教職に関する科目（教科教育法を除く。）をそれぞれの学校種における他教科の免許状の取得に流用できると解される。  　本事例の場合、文学部における「教科に関する科目」及び「教科教育法」、法学部における「教職に関する科目（教科教育法を除く。）」により所定の単位を満たし、中一種免（国語）及び高一種免（国語）を取得できる。 |

|  |
| --- |
| No.27  Q　旧課程において、既に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を含まない「特別活動の指導法」を修得している者について、「総合的な学習の時間の指導法」の内容について別途補習等をすることにより、修得済みの「特別活動の指導法」を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることは可能か。    A  ○補習のみをもって、単位認定済の「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を加えることはできない。総合的な学習の時間の内容を含む科目の履修が必要である。  ○なお、補習の内容について、旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」又は「教職に関する科目に準ずる科目（教科又は教職に関する科目）」の科目として位置付けるのであれば、新課程の「総合的な学習の時間の指導法」の科目として読み替えることが可能。その場合においては、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前（事例の場合は平成31年度末まで）に提出する必要がある。 |

|  |
| --- |
| No.28  Q　新課程への再課程認定申請の際に廃止された科目を旧課程の時に履修していた場合であっても、新課程の認定を受けた大学が適当と認める場合には、新課程の科目の単位としてみなし、学力に関する証明書に記載することは可能か。    A　可能である。 |

2007/9/8開催・教員免許事務研修会での質疑応答

（2007年度教員免許事務研修会記録集50頁より）

|  |
| --- |
| 旧法時代の卒業生が、在学中に免許を取りきれず新法で中学校の「社会」及び高等学校の「公民」の免許を科目等履修生として取得する希望を持っています。その方は旧法時代に「社会学概論（4単位）」「経済政策（4単位）」及び「社会政策（4単位）」を修得しており、いずれも旧法時代には「社会」の教科に関する科目の『社会学、経済学』の分野、「公民」の『社会学、経済学（国際経済を含む。）』の分野にそれぞれ指定していました。また、「社会学概論」は「社会」「公民」のいずれの教科においても一般的包括的科目として指定していました。その後上記3科目は、免許法の改正に伴い、現行新法では、「社会学概論（4単位）」及び「経済政策（4単位）」がそれぞれ、「社会学概論a／b（各2単位）」及び「経済政策a／b（各2単位）」に変更され、「社会政策（4単位）」は廃止されました。この方の、「社会」「公民」の単位修得証明書を貴大学の様式で作成してください。 |

→上記の問を加盟大学にしたところ回答は次のとおりであった。

■回答結果（回答大学総数：39大学）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目名 | 社会学概論 | 経済政策 | 社会政策 | 読み替え  単位合計 | 回答  大学数 |
| 旧法 | 4単位 | 4単位 | 4単位 |
| 新法 | 科目分割 | 科目分割 | 科目廃止 |
| パターン1 | 4 | 4 | 4 | 12 | 14 |
| パターン2 | 4 | 4 | 0 | 8 | 20 |
| パターン3 |  |  |  | 6（公民） | 1 |
| パターン4 |  |  |  | 2（社会） | 1 |
| パターン5 | 4 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| パターン6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

※パターン3・4以外の大学は「社会」「公民」とも読み替え単位数は同じ。

→　パターン3以降については各大学の教育的判断で読み替え科目を絞っていると考えられ、問題はないと思われる。

　パターン1については科目廃止によって読み替え先の科目がなくとも、単位をみなして合計12単位としている。パターン2については、科目廃止によって読み替え先の科目がない場合は、みなすことはできないということで合計8単位となっている。

　パターン1・2の読み替え方法はどちらも正しいのか。

小林：科目等履修生として残りの単位を取って旧所要資格を得たいという話ですが、ではその大学の用意されている授業科目を旧法の時の授業科目を新法に読み替えることに対する根拠がどこにあるのかという整理なのだと思っております。これにつきましては、法令上は教育職員免許法施行規則の附則、平成10年附則で、「教科に関する科目」につきましては、旧課程において修得した教科に関する科目の単位のうち新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した「教科に関する科目」の単位とみなすことができるとあります。

新課程を有する大学が適当であると認めるその根拠は各大学に判断がおりている話です。各大学はどのようにその判断をされているのかというのを確か水曜日、火曜日に美納さんを通じていくつかの大学に調査させていただいたところでございますけども、回答があった大学はそのうち147大学、そのうち読み替えの規程がないという大学が107大学、規程ありが36大学、内規として定めているというのが3大学、読み替えの規程があるという大学が1大学あるということでございます。これにつきましては、我々として特に何か正しいとかというのは申し上げる権限ではないのですが、一般的にはやはり受け皿となる教育的判断という書き方がありますが、教育効果がやはり旧課程の授業科目において教授されるその知識や技能の量ですかね、知識等と新課程で用意される授業科目の名称が違うというものであったとしてもそれが引き継がれるという判断は、当然大学の判断で妥当な部分もあるというふうに考えます。ただ、受け皿がないといった時にこの科目はこの科目に読み替えられるということは当然できないので、それはできないだろうということです。ただ、ここで問題になっているのはそれぞれの授業科目ごとにみなされるのかということではなくて、免許法施行規則の4条、5条の科目ごとの大きなカテゴリーの中でおけるかという話でいえば、例えば社会政策というのがここの例えで出ておりますけども、社会政策という授業科目4単位、旧法時代に取りました。ただ、科目がないとしても同様のその趣旨というのですかね、同様の趣旨の社会政策などの扱った科目を取ったものとみなすという大学の判断はそれはあっていいだろうというふうに思います。ですので、科目自体に読み替えは当然できないのですが、科目の範囲としての読み替えはできるものと考えて妥当というふうに考えるべきだというふうに思っております。

つまり、大学の読み替えに対する考え方により、パターン1、2いずれも問題はありません。

『教職課程担当者のための手引き　第2分冊3』（51・52頁より）

|  |
| --- |
| No.29  Q　旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法に係る部分」については、内容に応じて新課程の2つの科目区分（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」）に読み替えが可能となっているが、その場合、教育課程の意義及び編成の方法に係る科目（1科目2単位）が両方の科目区分の内容を含む場合については、それぞれの科目区分に1単位ずつ読み替えるということが可能なのか。    A  ○いずれか一方の科目区分に読み替えることが必要であり、1つの科目の単位を分割することはできない。  ○旧課程の「教育課程の意義及び編成の方法」に対応する科目が「教育課程及び指導法に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として読替え、「教育の基礎理論に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」として読み替えることとなる。 |

|  |
| --- |
| No.30  Q　旧課程の科目を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替える場合、旧課程の科目の内容についてどの程度総合的な学習の時間の指導法を含む必要があるか。    A　「総合的な学習の時間の指導法」については、修得単位数の規定はないため、その学修時間及び内容については、新課程において認定される「総合的な学習の時間の指導法」の内容に応じ、大学において適切に判断いただきたい。 |

⇒目安としてはコアカリキュラムだと思います。「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラムに含まれる内容をすべて含んでおく必要があると考えます。「総合的な学習の時間の指導法」を扱う授業回数についてはどのような授業構成にするかによりますので、大学で判断することになります。

|  |
| --- |
| No.31  Q　旧課程で履修した者が経過措置の適用を受けない場合に新法の下で所要資格を得るには、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。    A  ○旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。  ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。  ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。  ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.620>  Q　旧課程に入学して免許状授与の所要資格を得ずに卒業した後に新法の下で所要資格を得ようとする場合において、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。    A  ○旧法に基づく教職課程において修得した科目の単位は、改正法施行規則附則に基づき、新課程で修得した科目の 単位とみなすことができる。旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。  ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。  ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。  ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目 の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。 |

|  |
| --- |
| No.34  Q　旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。    A　今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.618>  Q　旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。    A　今回の施行規則改正により、事項名称の一部に変更が生じたものや括弧書きの含む事項が新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。 |

|  |
| --- |
| No.35  Q　旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。    A　今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。 |

（参考）再課程認定説明会質問回答集

|  |
| --- |
| <No.619>  Q　旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。    A　今回の施行規則改正により、事項名称の一部に変更が生じたものや括弧書きの含む事項が新たに追加されたものに ついては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む 科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。 |

（7）旧課程では有していたが、新課程では有さなくなった免許課程に関する新法への読み替えた証明書の発行について

|  |
| --- |
| No.56  Q　平成30年度まで課程を有しており、再課程認定を行わず、平成31年度以降は課程を有さない学部について、平成31年4月以降、卒業生等から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えた学力に関する証明書を発行することは可能か。    A  ○新法適用の教職課程を有さない大学は、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない。  ○新法適用の教職課程を有する大学において、旧課程の科目を新課程に読み 替えた上で学力に関する証明書を発行することになる。  ○新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい。 |

☆2018/10/30\_Q＆A集（No.23）

|  |
| --- |
| Q　質問回答集の№56について「新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい」とありますが具体的にどういうことでしょうか。    A　旧課程において修得した単位は、新課程を有する大学でしか読替えができないことを踏まえ、平成28年改正法の施行に際して教職課程認定の申請を行わず、新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、卒業生等から求めがあった際に、読替え可能な大学と調整を行うなど、旧課程に在学していた学生の不利益にならないよう配慮願いたい、という趣旨である。 |

○同一大学内において廃止した課程と同一の免許課程があれば新課程を有する学部等において証明が可能。

例）経済学部経済学科で高一種免「商業」を有していたが、新課程では高一種免「商業」の課程を有さないこととした。しかし、経営学部経営学科には引き続き高一種免「商業」の課程がある場合。

この場合、証明権者が経済学部長の場合、経営学部が判断したことを経済学部長が証明できることについて学力に関する証明書の受領側が疑念を持つので説明が必要ではないかと考える。学長が証明権者であれば学力に関する証明書の受領側は疑念を持たないが。

（7）読み替え表のイメージ　（以下の表は高一種免「国語」を例としている）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 旧課程 | | | | 新課程 | | | |
| 科目 | 含む事項 | 授業科目 | 単位 | 科目 | 含む事項 | 授業科目 | 単位 |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | 各教科の指導法 | 国語科教育法A | 2 | 教科の指導法に関する科目 | 各教科の指導法 | 国語科教育法A | 2 |
| 国語科教育法B | 2 | 国語科教育法B | 2 |
| 教科に関する科目 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 日本語学概論A | 2 | 教科に関する専門的事項 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 日本語学概論A | 2 |
| 日本語学概論B | 2 | 日本語学概論B | 2 |
|  | 漢文学 | 中国文学 | 2 |  | 漢文学 | 中国文学 | 2 |
| 教育の基礎理論に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原論 | 2 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原論 | 2 |
| 教職の意義等に関する科目 | ・教職の意義及び教員の役割  ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）  ・進路選択に資する各種の機会の提供等 | 教職論 | 2 | 教職の意義及び教員の役割・職務・内容（チーム学校運営への対応を含む。） | 教職論 | 2 |
| 教育の基礎理論に関する科目 | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | 学校教育社会学 | 2 | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） | 学校教育社会学 | 2 |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） | 学習・発達論 | 2 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 学習・発達論 | 2 |
| 教科又は教職に関する科目 | | 特別支援教育論 | 2 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 特別支援教育論 | 2 |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | 教育課程の意義及び編成の方法 | 教育課程論 | 2 | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） | 教育課程論 | 2 |
| 特別活動の指導法 | 特別活動の指導法 | 2 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の時間の指導法 | 特別活動・総合学習指導法 | 2 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 教育の方法及び技術 | 2 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 教育の方法及び技術 | 2 |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | 生徒指導の理論及び方法 | 生徒指導論 | 2 | 生徒指導の理論及び方法 | 生徒指導論 | 2 |
| 進路指導の理論及び方法 | 進路指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 学校カウンセリング論 | 2 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 学校カウンセリング論 | 2 |
| 教育実習 |  | 教育実習指導Ⅰ | 1 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 教育実習指導Ⅰ | 1 |
| 教育実習指導Ⅱ | 2 | 教育実習指導Ⅱ | 2 |
| 教職実践演習 |  | 教職実践演習 | 2 | 教職実践演習 | 教職実践演習 | 2 |
| 教科又は教職に関する科目 | | 道徳教育指導法 | 2 | 大学が独自に設定する科目 | | 道徳教育指導法 | 2 |

①改正免許法施行規則附則第2項（教科に関する科目から教科に関する専門的事項への読み替え規定）、第3項（教職に関する科目から教育の基礎的理解に関する科目等及び教科の指導法への読み替え規定）、第4項（教科又は教職に関する科目から大学が独自に設定する科目への読み替え規定）に基づいて実際に作成した読み替え表が前頁の表である。

②カリキュラムを工夫することによってすべての旧科目の授業科目を新課程の授業科目に読み替えることができる。

③すべて読み替えるための工夫を要する点は、旧課程にない2つの事項「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」と「総合的な学習の時間の指導法」との対応である。

④「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については教科又は教職に関する科目に開設されている科目でこの内容を1単位以上扱っている科目があれば読み替えの対象となる〈質問回答集 No.31〉。現在この内容に関する科目がない場合は2018年度から開設し、旧課程で所要資格を満たすことができない可能性のある学生に受講させる。

⑤「総合的な学習の時間の指導法」については教科又は教職に関する科目に開設されている科目でこの内容を扱っている科目があれば読み替えの対象となる。また、現行の授業科目「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」を含んで開講すれば読み替えの対象となる〈質問回答集 No.31〉。

1. 村田　彰 編『リーガルスタディー法学入門』（酒井書店、2002年）18頁 [↑](#footnote-ref-1)
2. 林　修三『法令用語の常識』（日本評論社、1975年）51頁 [↑](#footnote-ref-2)